

佐久市物価高騰対応重点支援給付金に関するよくある質問と回答

Q1.	支給付金を受け取るためには、どのような手続が必要ですか。
A1.	<p>本年度の「佐久市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の対象となった世帯は、本給付金の対象とはなりません。</p> <p>【個人住民税所得割非課税世帯】</p> <p>令和5年12月1日時点で佐久市に住民登録があり、令和5年度の個人住民税所得割非課税世帯が対象です。</p> <p>令和5年度の「長野県価格高騰特別対策支援金（2万円）」を受給し、その後の世帯状況に変わりがない世帯には、その時の振込口座情報等が記載された「お知らせ通知」を送付します。この「お知らせ通知」が届いた世帯は、記載の口座へ振り込みを行いますので、書類を返送いただくなどの手続きの必要はありません。</p> <p>それ以外で、対象の可能性のある世帯には「確認書」か「申請書」、どちらかを送付します。書類が届きましたら、内容をご確認、ご署名のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。また給付金の対象と思われる世帯であるにもかかわらず、書類が届かない場合は福祉課にお問い合わせください。</p> <p>【家計急変世帯】</p> <p>個人住民税所得割非課税世帯以外の世帯のうち、「予期せぬ事由により収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が個人住民税所得割非課税相当水準以下」である世帯であり、給付金を受給するためには申請が必要です。必要事項を記入した申請書と必要書類を提出してください。</p>
Q2.	世帯とは何が基準となるのでしょうか。
A2.	住民票に登録されている世帯です。ご自身の世帯の状況を確認したい場合は、佐久市役所市民課・各支所市民係・各出張所で、世帯全員の住民票をお取りください。

Q3.	個人住民税所得割非課税世帯かどうかは、いつからいつまでの所得額で決まるのでしょうか。
A3.	令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得額によって決まります。

Q4.	個人住民税所得割非課税世帯で年金を受け取っていますが、支給対象になりますか。
A4.	世帯全員が、個人住民税所得割が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯ではないなど、支給要件を満たしていれば支給対象となります。

Q5.	施設等（老人ホーム等）に入所している者は支給対象となりますか。
A5.	個人住民税所得割非課税世帯の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q6.	親（その他身内など）と同居しているが、世帯は別です。この場合は支給の対象になりますか。
A6.	世帯全員が、個人住民税所得割が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯ではないなど、支給要件を満たしていれば支給対象となります。

Q7.	外国人も対象になりますか。
A7.	令和5年12月1日時点で佐久市に住民登録があり、支給要件を満たしている方であれば支給対象となります。

Q8.	基準日の翌日以降に世帯分離をした場合、支給はどうなりますか。
A8	世帯は基準日において判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離の届出があったとしても、基準日では同一世帯のため、世帯分離後のいずれかの世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯は給付金の支給対象にはなりません。

Q9.	「世帯全員が、個人住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯」とありますが、具体的にどのような世帯をいうのでしょうか。
A9.	例えば、親（所得割課税）に扶養されている大学生（所得割非課税）の単身世帯や、子（所得割課税）に扶養されている両親の世帯（所得割非課税）などの世帯をいいます。 なお、扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族等（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q10.	個人住民税所得割非課税世帯への支給を受けた後に、家計急変世帯への支給を受けることはできますか。
A10.	既に個人住民税所得割非課税世帯として支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であったもののみで構成される世帯は、原則として、家計急変世帯向け支給の支給対象となりません。

Q11.	個人住民税所得割非課税世帯への給付金は、いつ頃振り込まれますか。
A11.	給付金については、令和6年3月下旬以降を予定しています。ただし、申請が集中した場合、順番で処理をするためお時間をいただく場合があります。

Q12.	基準日以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取り扱いとなるのでしょうか。
A12.	<p>基準日以降に世帯主が亡くなった場合については、以下のとおりです。</p> <p>【確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合】</p> <p>①他に世帯員がいる場合 残った世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。</p> <p>②単身世帯の場合 世帯自体がなくなってしまうため、支給はされません。</p> <p>【確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合】 当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに、相続の対象となります。</p>

Q13.	家計急変世帯の申請者が選定する任意の1か月とは、どの月を選定してもよいですか。
A13.	令和5年1月から12月までであれば、どの月を選定しても構いませんが、直近の家計の状況に基づき判定をするためには、申請月に可能な限り近接した月を選定されるのが望ましいです。

Q14.	1年間のうち、収入月が特定月に生じる業種の場合でも、家急変世帯の支給対象となりますか。
A14.	<p>予期せぬ事由により収入が減少した訳でなければ、支給対象にはなりません。例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として支給申請した場合には、支給要件を満たしません。</p> <p>予期せぬ事由により収入が減少した訳ではないにも関わらず、意図的に支給を申請することは不正行為に該当するため、不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。</p>

Q15.	定年退職により収入（所得）が減少し、所得割非課税水準となる場合、家計急変世帯として申請をしてもよいですか。
A15.	当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は、家計急変世帯の対象とはなりません。

Q16.	口座確認書類は必ず添付しなければいけませんか。
A16.	<p>お知らせ通知・確認書にあらかじめ記載されている口座や公金受取口座以外への振込をご希望の場合は、添付いただく必要があります。</p> <p>また、申請の場合は、口座確認書類の添付は必須です。</p>

Q17.	令和5年度の個人住民税所得割は課税されていますが、子供が生まれたことにより、収入の減少はないものの個人住民税所得割非課税相当の水準となった場合には、家計急変世帯に該当しますか。
A17.	今般の給付金は、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、生活への影響の大きい世帯（個人住民税所得割非課税世帯）に対して支給するものであるため、このような場合も対象となります。

Q18.	家計急変世帯として申請をし、非課税相当額とならずに不支給となったことがあっても、世帯状況の変化により、再申請を行うことは可能ですか。
A18.	予期せぬ事由による家計急変であって、任意の1か月の収入が個人住民税所得割非課税相当の水準まで減収している場合には、再申請により支給対象となることがあります。ただし、本給付金の受給は1世帯につき1回限りです。

Q19.	家計急変世帯として申請する際に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらうことができないのですが、どうしたらよいですか。
A19.	預金通帳の写し等、令和5年分の収入額に分かる書類がある場合には、その写しをご提出ください。

Q20.	通帳への振込時には、どのような記載がされますか。
A20.	通帳には「サクシ キュウフキン」と記載されます（表示文字数制限ある場合は途中まで。）。

Q21.	オンラインでの申請は対応していますか。
A21.	申し訳ございませんが、オンラインによる給付金の受付は行っておりません。

Q22.	審査が終わると、佐久市から何かお知らせが届きますか。
A22.	支給が決定した場合には、支給決定通知書を送付します。また、不支給となった場合には、その理由を記載した不支給決定通知書を送付します。

Q23.	金融機関で口座が作れない等、どうしても口座での受け取りができない場合は、どうしたらよいですか。
A23.	佐久市役所福祉課（Tel0267-78-5468）へお問い合わせください。